

○入院基本料に関する事項

① 一般病棟(4階)は、1日に10人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時 30分 ~ 夕方 17時 15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 8人以内です。
夕方 17時 15分 ~ 朝 8時 30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 17人以内です。

※ 朝 8時 30分 ~ 夕方 17時 15分 までの時間帯は、身支度や食事の身の廻りのお世話をさせていただく看護要員1人が勤務しています。

② 地域包括ケア病棟(3階)は、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

朝 8時 30分 ~ 夕方 17時 15分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 9人以内です。
夕方 17時 15分 ~ 朝 8時 30分	看護職員1人当たりの受け持ち数は 25人以内です。

③ 療養病棟は、(日勤・夜勤合わせて)入院患者20人に対して1人以上の看護職員(看護職員のうち20%以上は看護師)と入院患者20人に対して1人以上の看護補助者がいます。

④ 患者様の負担による付添い看護は認められておりません。